

平成29年度第2回木津川市いじめ防止等対策委員会 会議録

○日 時：平成30年2月9日（金）14時00分から16時00分まで

○場 所：木津川市立州見台小学校 会議室

○出席者：榎原禎宏委員長、石割康平副委員長、岩瀬佳代子委員、

仙田富久委員、森本博一委員、古川麻里恵委員、柚木泰人委員、

田中勉委員、佐田陽子委員、漕江圭子委員

教育委員会：森永教育長、竹本教育部長、

加藤理事、遠藤理事、村田指導主事

傍聴の申請があり、木津川市審議会等の会議公開に関する規程第3条の規定に基づき許可した。

＜傍聴者入室＞

1 開会

2 部長あいさつ

3 報告

（1）州見台小学校より「いじめの取組について」

学校の概要といじめの取組について、久保校長より。

本校の特徴として色鮮やかな校舎がある。デザインや色使いが他に類を見ないとの感想をいただくことが多い。黄色い円柱型の音楽室や鮮やかな緑色の壁、三角の青い壁、また赤い壁などがあり、まさに色鮮やかである。

教室も廊下側の壁が無く、スライドで開閉ができるドアになっている。夏場はオープンにしたままで開放的な空間とし、冬場は閉めて保温できるようになっている。廊下が広く取られており、集会などを開いたり、作業をおこなったりできるようなワーキングスペースになっている。

体育館はアトリウムの隣にあり、出入りがしやすく便利な場所に設置されている。こういった所が校舎の特徴である。

開校して11年目となる。州見台地区と市坂地区の子どもたちが通学している。現在は779名であり、府内でも大規模校である。クラスは27クラス、内3クラスが特別支援学級である。知的・情緒障害、そして今年度より肢体不自由のクラスが新しくできた。

本校の学校目標は「自ら進んで学び、優しい心と豊かな感性を持ち、人との

かかわりの中でよりよく生きようとする児童の育成」としている。目指す子ども像を「かしこく・やさしく・すこやかに」、「人権・特別支援教育」を基盤としている。そのために徹底した、また丁寧な指導を心がけている。それを受け、「全教職員の協働体制のもと一人一人を大切にする教育活動」を充実させることで学校目標の実現に迫りたいと考えている。

キーワードとして「理解・協働・自主」がある。「理解」とは児童理解、保護者への理解、また、地域の理解である。それに加え、教師としての専門性の理解である。子どもたちが幸せな人生を歩めるように、どういった力・資質を得るべきかを考えなければならない。そのために教師自身が様々なことを学んでいかなければならない。そういうことも含めた「理解」である。

またいじめの問題でもそうだが、個人では解決できないことが多くなっている。複雑化多様化する現代において、そういう事象に対応できるような姿勢が「協働」である。一人で抱え込まず、協働体制で取り組む、このことを二つのキーワードとしている。

そして、子どもたちに自分の考え・主体性を持つよう指導している教師自身が自主性・自分の考えを持ち、真摯に子どもと向き合い、向かっていく必要があることから、「自主」を三つ目としている。

本校のいじめ防止の取組としてはまず未然防止の取組がある。大きくは児童会による取組と保護者向けの啓発がある。そこには居心地の良い学級づくり・学校づくりが基盤としてあるが、児童会の大きな取組として学期に三回行っている。一学期は異年齢でペア学年を組み、昼休みなどに遊びを中心とした取組、二学期はペア学年でドッジボール、三学期は大縄跳びに取り組んでいる。

保護者向けの啓発として、一学期は本校の基本方針やいじめアンケートの結果をHPや学校便りに掲載し、周知を図っている。二学期はアンケート結果を踏まえた保護者向けの研修会を実施し、その様子も学級懇談会などでお伝えしている。他には子どもたちが考えたクラスごとの人権宣言を全校の前で発表し、また12月にある人権週間に見直しを行うことで、自分のものにできるように取り組んでいる。

早期発見に向けた取組として、年三回のアンケートを行っている。また、アンケート結果を受け、子ども一人一人と担任がアンケート結果や日頃感じていることについて、面接を行う中で子どもたちの状況や気持ちをしっかりと把握できるように取り組んでいる。

Q：いじめに限らず学校として苦慮されている生徒指導上の問題などがあれば報告いただきたい。

A：まず、先ほど報告できていなかつたいじめの認知件数について報告したい。

事象及び子どもの不安な気持ちは解消しているが、継続して三ヶ月経過してないため、引き続き見守っていくものとして205件計上しており、重大事象の報告は無い。

生徒指導上の課題として不登校の問題がある。三学期に入り、長期間学校に来られていない児童が一名おり、この背景として親同士のトラブルがある。本人は来たいとの思いがあるが、親同士の折り合いが悪く子どもが犠牲になってしまっている。学校の指導だけでは解消が難しく、課題となっている。他の不登校児童は教室に入れているが、欠席日数が多いような状況である。年々不登校の問題は増加している。家庭的な問題や子どもの特性、配慮を必要とするような子どもも増えてきており、不登校の原因の一つとなっている。かなり難しい問題である。

（2）学校の様子を参観

4 議事

（1）議事録署名委員の指名

森本委員を指名。

（2）木津川市内のいじめの状況について

第2回木津川市いじめ調査結果に基づき、事務局より報告。

まず1ページ目に第2回木津川市いじめ調査の結果を掲載している。10月13日から11月24日にかけて全小中学校18校で実施した。その後、聞き取り調査を含めた面談を実施し、全児童生徒を対象にいじめ調査を行った。各校における未調査となった児童生徒は不登校であり、他の児童生徒との接触が無いため、いじめの実態が無いと判断し、結果より除外している。

2ページは実施したアンケートの内容である。今回よりいじめ解消の要件に「行為が止んで3ヶ月が経過している、あるいは本人が心身の苦痛を感じていない。」との項目が加わったことで、問三、四が追加されている。

具体的には「1のこと（いやな思いをしたこと）がさいごにあったのはいつ頃ですか。『○月ごろ』とかいてください。」「そのことで今はどんな思いですか。当てはまるものに○をしてください。」「いやな思いは、今は無い。」「今も、いやな思いをしている。」が追加されている。（小学校中学年用での記載内容）その他に変更点は無い。

3ページはいやな思いをした児童生徒数のグラフである。「いやな思いをした。」と答えた児童数は1, 456名であり、その内841人（58%）は「今

は行為が止んでいる。」と答えている。中学校では、134名の生徒が「いやな思いをした。」と答え、内79名（59%）が解消したと答えた。「いやな思いをした。」と答えた児童生徒の内、「誰かに相談したか。」について、4ページに棒グラフを掲載している。小学校では1,456名の内912名、中学校では134名の内、57名が誰かに相談したと答えた。

続いて5ページには発生率を経年比較している。小学校では27.1%、中学校では5.8%といずれも減少傾向にある。いじめ防止の未然の取組、職員研修やアンケート、面談による実態把握、またPTAとの共催による人権講演会、人権学習での人権尊重をテーマとした学習などが奏功していると考えられる。

続いて、6ページ「いやな思いの態様別件数」である。小中学校共に「ひやかし、からかい、悪口、おどし文句などいやなことを言われた。」が圧倒的に多く、続いて「遊ぶふりをしてぶつかられたり、たたかれたり、けられたりした。」が多くなっている。ここ数年同じ傾向である。一回目の会議でも説明したが、おこなっている方は軽い気持ちで行っていても、された方はいやな思いをしている実態が見てとれる。

7ページ以降は京都府のいじめ調査で報告した内容となっている。今回の調査より三段階ではなく、基本的にいじめの認知総数と重大事態という二分類の報告となった。平成29年3月14日に国のいじめ防止等のための基本的な方針が改定され、いじめの解消の要件が変更となった。要件が3つあり、「いじめの行為が止んでいること」「児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」「行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること」となっている。

このため、いじめの全体を「3ヶ月以上経過し、解消しているもの」と「3ヶ月未満のもので態様別に三分類したもの」とに分けることとなった。いじめの総数、従来の第一段階の数は小学校では1,472件、内3ヶ月以上経過し解消しているものが168件、それ以外の1,304件を未解消として報告している。その1,304件をA～Cに分類したものが7ページの「4. 未解消」として報告されているものである。Aは行為が止んでいないもの、Bは行為が止んでいるがいやな思いが継続しているもの、Cはいやな思いはしていないが、行為が止んでいる期間が3ヶ月間に達していないものである。

小学校ではAが89件、Bが114件、Cが1,101件であった。Aについては早急な解消・行為の中止が求められ、Bについては継続的な経過観察と支援が必要と考えられ、言わば従来の第二段階と捉えるべきものであると考えている。

ABの総数は203件であり、昨年の同時期と比較し10倍近くになっていることがわかる。（昨年は26件）この事は子どもの実態が大きく変わっている

のではなく、より細やかな認知を行った結果だと考えている。

8ページは中学校についてのものである。中学校では認知件数が90件、解消数が8件、未解消が82件となっている。その中でAが8件、Bが4件、Cが70件となっている。中学校においては例年と同様の傾向がみられる。

9ページの上段にはいじめの認知件数をグラフ化したもの、中下段でいじめの様態別件数をグラフ化したものを掲載している。これは市のいじめ調査の結果と重複する為、説明は省略させていただく。

10ページはここ数年のいじめ認知件数の比較である。小中学校とも減少傾向にあり、大きな変化はない。現在まで重大事態と呼べる事象は発生していない。集計方法が変わったことにより、周知徹底できていない部分もあり、今後更に徹底を図り、詳細な分析ができるよう今後は精度を上げていきたいと考えている。

Q：小学校で認知件数が昨年に比べ10倍になったとの報告があった。理由としては細やかな聞き取りの結果であるとのことであった。しかし、認知件数とはアンケートの結果から出てくるものではないのか？

A：アンケートで「いやな思いをしている。」と回答したものについて、後に聞き取りを行う。アンケート実施は10月、聞き取りはその後となり、12月に市教委へ報告がなされる。アンケート結果とその後の観察による結果を併せた数が認知件数として報告されている。

Q：従前も同じ方法で報告されているが、細やかな聞き取りを行った結果、今回増加しているということであり、アンケート結果が単に10倍に増えた訳ではないということか？

A：認知件数は減っているが、第二段階にあたる数が10倍になった。以前は第一～三段階で分類していた。第一段階は「単にいやな思いをした。」第二段階がその中で「学校として組織的に取り組む必要がある。」としていた。その第二段階にあたるものが10倍に増えたということである。

子どもから細やかに聞き取りをし、A～Cに振り分けたことで、見守っていく必要があると判断する件数がかなり増え、こういった結果となった。

Q：認知の方法としてはアンケート結果によりわかったもの、担任が発見したもの、保護者・地域からの情報等で判明したもの等あると思われるが、木津川市ではアンケートのみの結果なのか？

A：アンケートと学校での普段の観察結果、それに加え地域や保護者からの情報等すべて含めた結果と考えている。

Q：アンケート結果と認知件数の間で、差があるものと捉えてよいか？

A：アンケートの結果には、兄弟喧嘩や明らかな勘違い等が含まれていること

もあるため、教師により精査を行う。また、普段の生活を観察する中で、地域や保護者から情報提供を受けることもある。学校によっては同じ結果となっている所もあるが、違っている部分もある。

Q：5ページの線の違いがわかりにくいため、説明願いたい。

A：上部の折れ線が、「誰かに相談した。」を表している。

Q：中学校で「誰かに相談した。」と答えた件数が多くなっているのか？

A：お見込みのとおりである。

Q：誰に相談したかという質問があったように思うが、特徴的なものはあるか？

A：分析がでておらず、データとしての把握はできていない。

Q：6ページ、「無理やりお金をくれと言わされた。」との項目があるが、小学校で38件ある。多いと感じる。一人が多くの子どもに言っているのか、件数自体が多いのか、少し気になる。

意見：確かに中学校に比べて多い。

A：小学生の場合は、現金を強要するというより遊びにいった時におごって欲しい、あるいは自分の物も買って欲しいと言われるなどが多い。

意見：これは言われた側、された側からの報告数であるため、行為を行った者の数ではない。38人が38人に言った数字なのか、1人が38人に言った数なのか、その部分についての把握はできない。年や時期によって数が変動する可能性はある。今回の数で言うと、38人が言われたと認識することとなる。

Q：経年比較はどうか？

A：経年比較とまではいかないが、第一回目の調査では小学校で59件となっていた。その時々によって増減はあるものと思われる。

Q：小学生の方が促せば答えが出てくるという可能性はどうか？

意見：中学生に比べ、その傾向はあると思われる。

Q：全体としては減少傾向にあると言えなくもなく、個別の事象としてもそれほど大きな変化は認められないということですか？

A：全体の認識としてはそれで良いと思われる。ただし、個別の内容によってはしっかりと行為を止め、継続して見守っていく必要があるものもある。

【個別案件に関する報告については、非公開事案とするため議事録への記載は割愛】

（4）意見交換

意見：委員会の目的にも関わるが、問題提起をしたい。平成30年1月30日付で日本弁護士連合会がいじめ防止対策推進法の3年後の見直しに関する意見書を文部科学省に提出された。

趣旨としては「法律ができて良かったが、変えていく必要性がある。」というものであった。その中身の一つとして「いじめの定義が広く取られている。発見という点においては良いと思われるが、広いために二段階についての内規がある市町村があったり、発見したもののいじめとは認められない事象があったり、といったことが起きている。そのため、もう少し定義を狭めても良いのではないか。」との意見があった。種々の会議に弁護士が委員として出席した上で意見集約でないかと思われる。「認知数が多いのは良い。」と京都府の方針ともなっているが、果たしてそれで良いのかと思う。

また、この委員会の事務をされている教育委員会や市町村が国に対し、見直しに対する意見書を提出する機会はあるのか。例えば、それぞれの自治体や委員会が個別に意見書を提出するのは難しいが、ヒアリングにより問題点や感じていること、法改正について必要だと考えているか、あるとすればどんな所か、などといった事について、正式に表明・報告することは可能なのか？そのような事が気になっている。

社会福祉士については、全てではないが各学校に所属し、チーム学校というか子どもの貧困対策も含めて、京都府の場合だと配置校と派遣校という形で全ての学校で関与できるようになっている。

例えば法律で言われている学校に設置する組織の中で必要であれば、心理の専門職や社会福祉の専門職に意見を聞いて、と法律に規定されており、どう利活用されるのかが気になる。

つまり、学び生活アドバイザーとして教育委員会に配置されているが、現場の学校でこのいじめ防止対策委員会においてどう関与するかが決まっておらず、活用されていないところもある。我々自身も考えをまとめ意見を教育委員会へ申し上げることも必要かと思うが、学校現場、それぞれの市町村でもせっかく見直し規定があるため、意見集約がこの委員会を中心としてできるのか、といった問題意識を持っていた。

司会：一つ目は日本弁護士連合会から法改正に関する意見書が出たため、できるのであれば、補足をお願いしたいということでおろしいか。二つ目の意見表明については、どの法律に限らず、議会等で意見書が出ることもあるかと思っている。木津川市も例外ではなくあり得ることだと個人的には捉えている。三つ目は各学校を単位とした、いじめ防止対策委員会等での専門職の活用の仕方について、事務局より伺うこととしてよろしいか。

委員：提言なので、実際に取り込まれる部分もあるかと思われる。いじめの定義については現段階でも変遷している。事件に対して、いじめと定義されることを喜ばない方もいると思われる。広く認知していくことと、「いじめ」とラベリングすることの問題について、考えていかなければならない。提言の段階で

あり、さらに定義づけの部分でもあり、どのように定義づけていくか難しい部分だと思われる。条文の詳細な個所となるが、資料の残し方についても法律で定まっておらず、規定づけする必要があると思われる。

法律での規定が無いため、資料を残している団体と残していない団体がある可能性がある。その場合、実際に何かが起き、いじめ防止等対策委員会が調査をすることとなった場合に、資料が無いため調査ができないなどといった実行力不足となる事態の発生が懸念されるため、提言がなされたと思われる。この提言がどう取り込まれるかはまだまだわからないところである。

司会：各学校における活用の在り方についてはどうか。

事務局：各学校のいじめ対策委員会への専門家、SSWなどの参加について、市ではいじめの防止基本方針の中で、各学校にいじめ対策委員会を設置することとなっている。構成員は基本教職員になっているが、スクールカウンセラーやPTA、学校評議員、学校医等に対し、必要に応じて協力体制を図ることとしている。常時の参加という形ではないが、ケースによってはそういった体制も可能かと考えている。

意見：調査が始まって5年経つ。いじめ対策を経験した子ども達が一定数存在することとなる。学校や教育委員会側から行うことも大事であるが、調査をされる子どもも、あるいはその家族の視点から見たいじめ対策はどのように映っているのかについて知ってみたいと思う。

考えたことが二つある。一つ目はいじめアンケートや調査を受けた子どもたちがどのように受け止めていたか。卒業する時などに実際の生活にどのような影響を与えたかといった感想を知る機会をつくってはどうか。作ることで子どもたちが対策をどのように捉えていたかがわかり、次に対策を取る時に参考になると考える。

二つ目は保護者・家族への対応が難しいとのことであったが、保護者に対しいじめ対策をもっとPRし、どのようなことをやっているのか、普段から理解して頂いていると、突然自分の子どもたちが関与した事象が起きて、当事者となった時の対応も変わってくるのではないか。その時に慌てることなく冷静に対応ができるのではないかと思われる。普段のアンケートや分析結果、活動内容について、どの程度保護者が理解しているか、どのように伝えられているか。

この二つの視点を持っておけば、先々での対策がより実のあるものになるのではないかと考える。

意見：最初の意見は、モニター、つまり追跡調査をする機会があっても良いのではないか、ということかと思われる。後者は積極的に周知し、保護者との協同意識を高めるということも大事であるかということかと思われる。

（5）その他

今回の委員の方々の任期は平成28年度・平成29年度である。そのため、今年度で任期満了となる。長期間の在任について、御礼を申し上げる。また、次期の委員を引き続きお願いさせていただく方もいらっしゃるかと思われるが、引き続きよろしくお願いしたい。

5 教育長あいさつ

閉会